

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和四十年三月三十一日)

(大蔵省令第十五号)

所得税法施行令第百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

省略

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

(昭四一蔵令三七・昭四四蔵令二七・昭四五蔵令三三・昭四六蔵令二三・昭四七蔵令五二・昭四八蔵令三二・昭四九蔵令三五・昭五〇蔵令一二・昭五二蔵令九・昭五三蔵令三七・昭五四蔵令一六・昭六〇蔵令一五・昭六三蔵令一六・平元蔵令四二・平二蔵令一七・平三蔵令一八・平五蔵令四八・平六蔵令四二・平一〇蔵令五〇・平一三財令三四・平二〇財令三二・一部改正)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	年 五〇
		住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
		その他のもの	四一
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
		その他のもの	三九

	店舗用のもの	三九
	病院用のもの	三九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
	公衆浴場用のもの	三一
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	二一
	その他のもの	三一
	その他のもの	三八
れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四

	<p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二二</p> <p>二八</p> <p>二〇</p> <p>三〇</p> <p>三四</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p>	<p>三八</p> <p>三四</p> <p>三一</p> <p>三一</p> <p>二九</p> <p>二七</p> <p>二〇</p>

	<p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二五</p> <p>一九</p> <p>二六</p> <p>三一</p>
<p>金属造のもの の（骨格材の 肉厚が三ミ リメートル を超え四ミ リメートル 以下のもの に限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二五</p> <p>二五</p> <p>二四</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一九</p> <p>二四</p>
<p>金属造のもの の（骨格材の</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二二</p> <p>一九</p>

<p>肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)</p>	<p>のもの  飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの  変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの  旅館用、ホテル用又は病院用のもの  公衆浴場用のもの  工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの  塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの  塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの  その他のもの</p>	<p>一九  一九  一七  一五  一二  一四  一七</p>
<p>木造又は合成樹脂造のもの</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの  店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの  飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの  変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの  旅館用、ホテル用又は病院用のもの  公衆浴場用のもの  工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの  塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉</p>	<p>二四  二二  二〇  一七  一七  一二  九</p>

	<p>庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一一</p> <p>一五</p>
木骨モルタル造のもの	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二二</p> <p>二〇</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一五</p> <p>一一</p> <p>七</p> <p>一〇</p> <p>一四</p>
簡易建物	<p>木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの</p> <p>掘立造のもの及び仮設のもの</p>	<p>一〇</p> <p>七</p>